

## 秋田市福祉医療費支給事務取扱要領

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 福祉医療費の支給に関する事務の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

### 第2章 福祉医療費受給者証

#### (受給者証の交付申請)

第2条 秋田市に居住し、福祉医療費の支給を受けようとする者は、あらかじめ福祉医療費受給者証交付申請書（兼変更届）（様式1号。以下「交付申請書兼変更届」という。）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、交付申請書兼変更届に代え、福祉医療費新規申請書（様式1-2号。以下「新規申請書」という。）を提出するものとする。

#### (受給者証の交付等)

第3条 市長は、前条の規定による交付申請書兼変更届又は新規申請書（以下「申請書」という。）の提出のあった者が福祉医療費の支給を受けることができる者（以下「受給対象者」という。）であることを確認したときは、別表の区分により、申請書を提出した者に福祉医療費受給者証（様式2号の1から様式2号の5まで。以下「受給者証」という。）を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、秋田市福祉医療費支給要綱（平成12年6月23日福祉保健部長決裁。以下「要綱」という。）第6条第3項の規定により受給者証の交付を保留する決定をしたときは、受給者証の交付に代えて、福祉医療費受給者証交付保留決定通知書（様式3号）によりその旨を申請書を提出した者に通知しなければならない。

3 市長は、前条第2項の新規申請のあった者が受給対象者でないことを確認したときは、福祉医療費新規申請不承認通知書（様式3-2号）をもって、その旨を当該新規申請を行った者に通知しなければならない。

#### (受給者証の更新申請等)

第4条 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、受給者証の有効期間満了日の2か月前から満了日の翌月の末日までの間に、交付申請書兼変更届又は福祉医療費受給者証更新申請書（様式3-3号から様式3-5号まで。以下「更新申請書」という。）を市長に提出し、受給者証の更新申請をすることができる。

2 前条第1項および第2項の規定は、前項の更新申請について準用する。

3 市長は、第1項の更新申請のあった者が受給対象者でないことを確認したときは、福祉医療費受給者証更新申請不承認通知書（様式3-6号）をもって、その旨を当該更新申請を行った者に通知しなければならない。

（受給者証の効力停止の通知）

第4条の2 市長は、要綱第6条第3項の規定により受給者証の効力を停止する決定をしたときは、福祉医療費受給者証効力停止決定通知書（様式3-7号）によりその旨を受給者に通知しなければならない。

（受給者証の返還等）

第5条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、直ちに、受給者証を市長に返還しなければならない。ただし、市長が破棄することが適当と認めた場合は、この限りでない。

(1) 受給者証の有効期間が満了したとき。

(2) 有効期間の満了前に受給対象者でなくなったとき。

(3) 前条の規定による受給者証の効力停止の通知があったとき。

（受給者証の再交付申請等）

第6条 受給者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、福祉医療費受給者証再交付申請書（様式4号。以下「再交付申請書」という。）により、市長に再交付申請をすることができる。

2 第3条第1項および第2項の規定は、前項の再交付申請について準用する。

3 受給者証を破り又は汚したことを理由に再交付申請をする受給者は、当該受給者証を第1項の再交付申請書に添付しなければならない。

4 受給者証を失ったことを理由に再交付を受けた受給者は、失ったとき

れた受給者証を発見したときは、直ちに当該受給者証を市長に返還しなければならない。

(氏名変更の届出)

第7条 受給者は、氏名を変更したときは、14日以内に交付申請書兼変更届を提出して市長に届け出なければならない。

(居住地変更の届出)

第8条 受給者は、秋田市の区域内において居住地を変更したときは、14日以内に交付申請書兼変更届を提出して市長に届け出なければならない。

(保険関係変更の届出)

第9条 受給者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、14日以内に交付申請書兼変更届を提出して市長に届け出なければならない。

(1) 受給者が加入する保険者もしくは共済組合（要綱第2条第2項に規定する医療保険各法で定める保険者もしくは共済組合）に変更を生じたとき、又は当該保険者もしくは共済組合の名称およびその事務所の所在地に変更を生じたとき。

(2) 要綱第2条第2項に規定する医療保険各法で定める被扶養者である受給者にあつては、受給者が被扶養者となっている要綱第2条第2項に規定する医療保険各法で定める被保険者、組合員又は世帯主（以下「被保険者等」という。）に変更を生じたとき、又は受給者が被扶養者となっている被保険者等の住所、氏名、被保険者証又は組合員証の記号番号に変更を生じたとき。

第10条 受給者は、新たに要綱第2条第3項に規定する社会保険各法で定める被保険者となったとき、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第6号もしくは第8号に掲げる者となったとき、又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第51条第1号もしくは第2号に掲げる者となったときは、14日以内に交付申請書兼変更届を提出して市長に届け出なければならない。

(所得状況変更の届出)

第11条 受給者は、扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める者で受給者の生計を維持している者。ただし、受給者がひ

とり親家庭の児童である場合にあっては、当該児童の父又は母の兄弟姉妹を含む。)の異動等があったときは、14日以内に交付申請書兼変更届を提出して市長に届け出なければならない。この場合において、市長は必要と認める書類の添付を受給者に求めることができる。

(婚姻の届出)

第12条 ひとり親家庭の児童が受給者である場合は、その親が婚姻したときは、14日以内に交付申請書兼変更届を提出して市長に届け出なければならない。

(受給者証の添付)

第13条 受給者は、第7条から前条までの規定により、交付申請書兼変更届を市長に提出するときは、受給者証を添付しなければならない。

### 第3章 福祉医療費の支給

(福祉医療費支給の申請等)

第14条 受給者は、要綱第9条第2項および第3項の規定による福祉医療費の支給を受けようとするときは、福祉医療費支給申請書(様式5号)に、当該医療に関する給付が行われたことを証明する書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による福祉医療費支給申請書の提出があったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により、その旨を当該福祉医療費支給申請書を提出した者に通知しなければならない。

(1) 不支給とするとき 福祉医療費支給申請不承認通知書(様式6号)

(2) 要綱第9条第4項の規定により、返還金に充当するとき 福祉医療費支給決定(兼)返還額充当通知書(様式6-2号)

(支給額の返還)

第14条の2 市長は、要綱第11条の規定により、受給者に支給額の返還を求めるときは、福祉医療費返還額決定通知書(様式6-3号)により受給者に通知しなければならない。

### 第4章 雑則

(第三者行為による被害の届出)

第15条 受給者は、福祉医療費の支給事由が交通事故の被害者となった等、第三者行為によって生じたものであるときに、福祉医療費の支給を受け、又は受けようとする場合は、福祉医療費制度における第三者行為による傷病届(様式7号。以下「第三者行為による傷病届」という。)を直ちに市長に提出しなければならない。

(口頭による申請等)

第16条 市長は、第2章および第3章に規定する交付申請書兼変更届、新規申請書、更新申請書、再交付申請書、福祉医療費支給申請書又は第三者行為による傷病届(以下「申請書等」という。)を提出しようとする者(以下「申請者又は届出人」という。)が、申請書等を作成することができない特別の事情があると認めるときは、申請者又は届出人の口頭による陳述を担当職員に聴取させ、必要な措置をとることによって、当該申請書等の提出に代えることができる。

2 前項の陳述を聴取した担当職員は、聴取した事項に基づいて所定の申請書等を作成し、これを当該申請者又は届出人に読み聞かせ、当該申請者又は届出人とともに記名押印しなければならない。

(読替規定)

第17条 受給者が乳幼児(未就学児)、小中学生、重度心身障がい児

(者)およびひとり親家庭の児童である場合におけるこの要領の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第1項	者(以下「受給者	者の親又は同居人(以下「受給者の親等
第4条の2	受給者に	受給者の親等に
第5条から第10条まで	受給者は	受給者の親等は
第11条	受給者は	受給者の親等は
	受給者に	受給者の親等に
第13条	受給者は	受給者の親等は
第14条第1項、第14条	受給者	受給者の親等

(添付書類の省略)

第18条 市長は、この要領の規定により、申請書等に添えて提出する書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、申請者又は届出人の同意を得たうえで公簿等により確認するものとし、当該書類の添付を省略させることができる。

(帳簿等の保存期間)

第19条 帳簿等は、それぞれ完結の日の属する年(年度)の翌年(翌年度)から次の各号に掲げる期間保存するものとする。

(1) 交付申請書兼変更届、新規申請書、更新申請書および福祉医療費支給申請書 2年

(2) 再交付申請書および第三者行為による傷病届 1年

(委任)

第20条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成11年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領施行の際、現に改正前の秋田市福祉医療費支給要綱第2条の2第1項(3)、(4)の支給を受けている者の福祉医療費の受けることができる期間は、平成11年8月1日から翌年7月31日までの1年とする。

附 則

この要領は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年10月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現にある改正前の様式により使用されている受給者証は、改正後の様式によるものとみなす。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。